

(案)

## 大阪府立高津高等学校吹奏楽部 OB 会規約

### 第1章 総則

#### 第1条

本会は「大阪府立高津高等学校吹奏楽部 OB 会」と称する。

#### 第2条

本会は会員相互の親睦をはかり、大阪府立高津高等学校吹奏楽部(以下、吹奏楽部と表記する)の発展に寄与することを目的とする。

#### 第3条

本会は本部を大阪市天王寺区餌差町10番47号、大阪府立高津高等学校吹奏楽部内に置く。

#### 第4条

本会はその目的達成のため次の事項を行う。

- (1) 総会の開催
- (2) 会員名簿及び会誌の発行
- (3) 演奏活動の援助
- (4) その他必要と認める事項

### 第2章 会員

#### 第5条

会員は次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 大阪府立高津高等学校吹奏楽部に卒業時在籍した者。
- (2) 退部者で本会の趣旨に賛同し、本会への参加を希望する者。
- (3) 吹奏楽部に在籍経験がなく、本会への参加を希望する者。

### 第3章 役職

#### 第6条

本会に次の役職を置く。

- (1) 会長 (1名)
- (2) 幹事 (数名)

#### 第7条

役職は、総会にて選出する。

#### 第8条

役職の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を統括し、本会を代表する。
- (2) 幹事は、会計事務、連絡事務、その他会務処理を担当し、また会長を補佐する。会長に職務を遂行できない事情がある場合は、委任なく会長の職務を代行

することができる。

#### 第9条

本会の役員任期は1年とする。なお原則として再選は妨げない。但し、被再選者の意志を尊重する。

### 第4章 総会

#### 第10条

本会は、定期総会を1年に1回開催する。

#### 第11条

臨時総会は会務の遂行上必要と認められた時、会長が随時招集する。

#### 第12条

総会の決議は出席者の過半数により成立する。

### 第5章 会計

#### 第13条

本会の経費は入会金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

#### 第14条

会員は入会金として卒業時に金1,000円を納付しなければならない。ただし、平成21年度以前に卒業した会員については、別途定める方法で入会金を納付する。また、年会費は無料とする。

#### 第15条

収支決算は定期総会にて報告し、その承認を受けなければならない。

#### 第16条

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までの年1期とする。

#### 第17条

本会の会計は、その一部を吹奏楽部に委任するものとする。委任部分の会計については、吹奏楽部より報告を受けるものとする。

### 第6章 改正

#### 第18条

この規約は総会において出席会員の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

#### 第19条

この規約は総会で承認された日をもって効力を生じる。